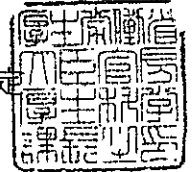


科発 0223 第 1 号
平成 29 年 2 月 23 日

「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
の一部改正について

厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定



「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等について」（平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定）により定めているところ、下記のとおり一部改正する。

記

改正後	改正前
<p>はじめに (本ガイドラインの目的) 【略】 (適用) 本ガイドラインは平成 27 年 4 月 1 日から適用する。第 3 節及び第 4 節については、平成 27 年度当初予算以降（継続を含む。）における厚生労働省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動を対象とし、平成 26 年度以前の厚生労働省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動については、<u>廃止前の「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 4 月 19 日科発第 0419003 号・医政病発第 0419001 号）の規定の例による。</u> なお、平成 27 年 3 月 31 日までを本ガイドラインの適用のための集中改革期間とし、関係機関において実効性のある運用に向けた準備を集中的に進める。</p>	<p>はじめに (本ガイドラインの目的) 【略】 (適用) 本ガイドラインは平成 27 年 4 月 1 日から適用する。第 3 節及び第 4 節については、平成 27 年度当初予算以降（継続を含む。）における厚生労働省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動を対象とする。 なお、平成 27 年 3 月 31 日までを本ガイドラインの適用のための集中改革期間とし、関係機関において実効性のある運用に向けた準備を集中的に進める。</p>